

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件二件
- 告示 土地改良法により換地計画を定めた件
- 告示 道路の区域を変更する件
- 公告 職員表彰を実施した件
- 公告 随意契約の相手方を決定した件五件
- 正誤
- 平成三十年三月二十七日付け定例第二千九百八十八号中

告 示

福島県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、深野北地区に係る農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
- 平成三十一年一月十六日から
- 同 年二月四日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
- 南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、真野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
- 平成三十一年一月十六日から
- 同 年二月四日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
- 南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、門田第4地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 縦覧の期間
- 平成三十一年一月十六日から
- 同 年二月四日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
- 会津若松市役所

（農地管理課）

福島県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成三十一年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

公 告

公告第六号

平成三十一年一月十日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程（昭和三十三年福島県訓令第五十三号）第八条の規定により公告する。
平成三十一年一月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 表彰を受けた者
 - 1 福島県会津地方振興局 県税部納税課
 - 2 事績の概要
 - 「福島県会津地域地方税滞納整理機構」を立ち上げ、市町村との緊密な連携のもと不動産公売を実施し、県税高額滞納の完納に貢献したものである。
- 二 表彰を受けた者
 - 1 福島県中央家畜保健衛生所
 - 2 事績の概要
 - 和牛繁殖経営農家の牛白血病清浄化のために農家や地域の関係者と協調して、きめ細かい対策を提案・実践したことにより、短期間での清浄化に成功し本病対策の進展に貢献したものである。
- 三 表彰を受けた者
 - 1 福島県農業総合センター畜産研究所 主任研究員 佐藤 妙子
 - 2 事績の概要
 - 長年にわたって養鶏研究に従事し、県産銘柄地鶏である「会津地鶏」の安定的な生産を可能にしたことにより、県産銘柄地鶏の振興に貢献したものである。

(人事課)

(道路計画課)

路線名	区 間	変更後の別	
県道須賀川二本松線	須賀川市滑川字東町三七八番地先から 同 市滑川字東町三三八番地先まで	変更前	変更後
		八・九〇 一三・〇	一一・六〇 二八・〇
		二二四・四	二二四・四
		(メートル)	(メートル)

公告第7号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月15日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年11月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額
18,144円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月15日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年11月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
16,200円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月15日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 9,100 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年11月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,040円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第10号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月15日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 6,100 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年11月12日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
11,232円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第11号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月15日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 3,000t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年11月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋陸送株式会社 埼玉県熊谷市三ヶ尻5378番地
- 5 随意契約に係る契約金額
11,232円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

○平成三十年三月二十七日付け定例第二千九百八十八号中

一七五	下	四	一〇・六	一一・五
ページ	段	行	正	誤

正 誤